

1月の安全運転のポイント 平成22年1月号

あけましておめでとうございます。今年も交通ルールを守った安全運転をお願いいたします。

安全運転は、なによりもまず道路交通法を守ることが基本となります。道路交通法には交通の方法をはじめとして、運転者の義務や運転免許などさまざまなものが定められていますが、そのなかに、他人に迷惑や危害を与えないために運転者が遵守しなければならない事項が定められています。そこで今回は、「運転者の遵守事項」についてみていきましょう。



「運転者の遵守事項」に定められている事項と違反に対する罰則等

「運転者の遵守事項」（道路交通法第7条）には、「泥はね運転の禁止」や「身体障害者や幼児等の保護」など全部で14の事項が定められており、それらの大半には、違反の種類や罰則、違反点数、反則金が定められています。

ドライバーの皆さんは、下表に掲げた「運転者の遵守事項」をしっかりと理解され、それらを守った運転をする必要があります。



【運転者の遵守事項と交通違反の種類・罰則等の一覧表】

運転者の遵守事項	交通違反の種類	罰則 ¹	点数	反則金（単位 千円） ²			
				大型	普通	二輪	原付
1 泥はね運転の禁止	泥はね運転	A		7	6	6	5
2 身体障害者や幼児等の保護	幼児等通行妨害	B	2	9	7	6	5
3 高齢歩行者等の保護							
4 通学通園バスの保護	幼児等通行妨害	B	2	9	7	6	5
5 安全地帯の歩行者の保護	安全地帯徐行違反	B	2	9	7	6	5
6 積載物等の転落や飛散の防止	転落等防止措置義務違反	A	1	7	6	6	5
7 積載物の転落や飛散時の措置	転落積載物等危険防止措置義務違反	A	1	7	6	6	5
8 ドアを開く際の安全確保措置	安全不確認ドア開放等	A	1	7	6	6	5
9 車両等を離れる際の措置	停止措置義務違反	A	1	7	6	6	5
10 無断運転の防止措置							
11 騒音運転等の禁止	騒音運転等	A	2	7	6	6	5
12 初心運転者等の保護	初心運転者等保護義務違反	A	1	7	6	6	5 ³
13 携帯電話使用の禁止	携帯電話使用等（交通の危険）	B	2	12	9	7	6
	携帯電話使用等（保持）	A	1	7	6	6	5
14 公安委員会が定めた事項の遵守	公安委員会遵守事項違反	A		7	6	6	5

（ 1 ） Aは「5万円以下の罰金」、Bは「3か月以下の懲役または5万円以下の罰金」となります。

（ 2 ） 「大型」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車をいい、「二輪」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいい、「原付」とは、原動機付自転車及び小型特殊自動車をいいます。

（ 3 ） 小型特殊自動車のみ適用されます。





「運転者の遵守事項」に定められている主な内容

「運転者の遵守事項」に定められている 14の事項のなかから、主なものについて、その内容を紹介します。

身体障害者や幼児、高齢歩行者等の保護 (道路交通法第7条第2号、第2号の2)

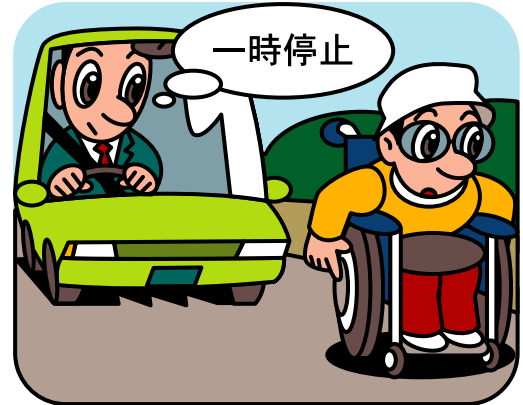
以下に掲げる者が通行しているときは、一時停止や徐行をして、その通行を妨げないことを定めたものです。

<身体障害者や幼児等の保護>

- ・車いすで通行している身体障害者
- ・つえを携え、もしくは盲導犬を連れた目が見えない者
- ・耳が聞こえない者
- ・監護者が付き添わない児童もしくは幼児

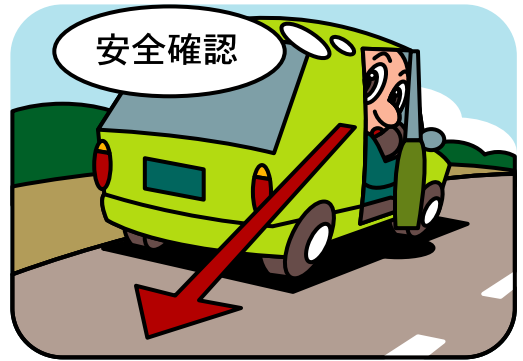
<高齢歩行者等の保護>

- ・高齢歩行者
- ・身体の障害のある歩行者
- ・通行に支障のある歩行者 (例えば、妊娠している人や杖をついているけが人など)



通学通園バスの保護 (道路交通法第7条第2号の3)

通学通園バス (乗車定員 11人以上で、車体の前面、後面、側面に通学通園バスの表示がされているもの) の側方を通過するときは、徐行して安全を確認することを義務づけたものです。

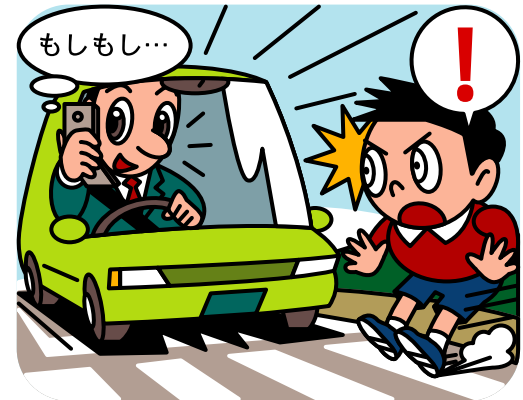


ドアを開く際の安全確保措置 (道路交通法第7条第4号の3)

安全を確認しないでドアを開いたり車両等から降りることを禁止したのですが、運転者だけでなく、同乗者にもこうした行為をさせないような措置をとることが運転者に義務づけられています。

初心運転者等の保護 (道路交通法第7条第5号の4)

初心運転者標識、高齢運転者標識、聴覚障害者標識等をつけた車を保護するために、これらの車に対する幅寄せや割り込みを行うことを禁止したものです。



走行中の携帯電話使用の禁止 (道路交通法第7条第5号の5)

走行中に携帯電話を通話のために使用したり、携帯電話のディスプレイやカーナビゲーション等の画像表示用装置を注視することを禁止したものです。走行中に携帯電話を使用したり画像の注視をすると、それだけで罰則の適用対象となりますが、それによって「交通の危険」(交通事故)を生じさせた場合には、より厳しい罰則が適用されます。

公安委員会が定めた遵守事項の遵守 (道路交通法第7条第6号)

各都道府県の公安委員会では、危険を防止し交通の安全を図るために、「げた、スリッパその他運転を誤るおそれのある履物を履いて車両 (軽車両を除く。) を運転しないこと」などの「運転者の遵守事項」を定めています。運転者はそれらの事項についても、その内容を理解し遵守する必要があります。

「ご相談・お申込先」